

# 都市計画提案制度の運用方針

## 市街化調整区域における 地区計画の運用方針

令和5年（2023年）4月

東温市 産業建設部 都市整備課

(注) 本運用方針の表現について

1. 本運用方針において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）において使用する例によるものとする。
2. 本運用方針の記述されている各事項には、考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。
  - ① ~である。 ~とする。 ~ならない。  
法令、制度の趣旨等から記述された事項による運用が強く要請されると市が考えているもの。
  - ② ~望ましい。  
制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると市が考えているもの。
  - ③ ~ことが考えられる。  
記述された事項による運用を市が例示的に示したもの。

# 都市計画提案制度の運用方針

東温市 産業建設部 都市整備課

## 1. 目 的

都市計画の提案制度は、まちづくりへの意識が高まる中で、都市計画への関心も高まりつつあることを背景として、市民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけでなく、より主体的かつ積極的に関わっていくことを期待し、また、まちづくりのきっかけを誰がつくるのかというイニシアティブを市民等も可能とするため、創設されたものである。

本方針は、まちづくりや都市計画に対する市民等の関心を高め、まちづくりへの市民参加の在り方自体を実質的なものへと高めていくため、また、積極的に市民等からの発意を受け止めていくために、必要な事項を定め、もってこの制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

## 2. 提案できる都市計画

本市に計画提案することができる都市計画は、法第 15 条に規定する本市が定めることができる都市計画とする。ただし、下記の都市計画は、都市計画の提案の指針となるべきものであるため、都市計画の提案制度の対象としないものとする。

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「松山広域都市計画区域マスタープラン」  
(法第 6 条の 2)
- ②市町村の都市計画に関する基本的な方針「東温市都市計画マスタープラン」  
(法第 18 条の 2)

## 3. 提 案 者

計画提案者は、次のいずれかの要件に該当すること。(法第 21 条の 2、規則第 13 条の 3)

- (1) 提案する都市計画の区域の土地所有者等
- (2) まちづくり活動を行っている NPO 法人 (特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に規定する特定非営利活動法人)
- (3) 営利を目的としない公益法人 (民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 34 条の法人)
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 地方住宅供給公社
- (6) まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体 (過去 10 年間に開発許可を受け、0.5ha 以上の開発行為を行ったことがあること。役員に、破産者で復権を得ない者等がないこと。)

## 4. 提案に必要な要件

計画提案については、次に掲げる要件を満たさなければならない。(法第 21 条の 2、令第 15 条の 2、都市計画運用指針 V-3)

- (1) 提案区域の面積が 0.5ha (5,000 m<sup>2</sup>) 以上の一体的な区域であること。
- (2) 提案区域内の土地所有者等の 3分の 2 以上の同意が得られていること。3分の 2 以上の同意については、次の条件が満たされていること。
  - ① 公共用地を除く提案区域内の土地所有者等の人数に対し、同意者の人数が 3分の 2 以上で

あること。

なお、共有者若しくは共同借地権者で構成される土地の人数は、合わせて1人とはせず、各々1人として算出する。

- ② 同意したものが所有する提案区域内の土地の面積と同意したものが有する借地権の目的となっている土地の面積を合わせた面積が、区域内の土地の総面積と借地権の目的となっている土地の総面積を合わせた面積の3分の2以上であること。

なお、共有者若しくは共同借地権者で構成される土地の面積は、所有割合、借地権割合に応じて按分する。また、割合が不明な場合は、等分とする。

- (3) 提案に係る都市計画の素案は、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合し、松山広域都市計画区域マスタープラン、東温市都市計画マスタープランその他の基本方針に即していること。

## 5. 提出書類

計画提案を行う場合に必要な書類は、次のとおりとする。なお、様式については参考として示すが、内容等が判断できるものであれば適宜作成しても支障はない。(規則第13条の4)

- (1) 計画提案書(様式1)
- (2) 都市計画の素案
- ① 計画説明書(様式2)
- 都市計画の種類、位置及び区域面積、提案理由、提案内容等
- ② 総括図
- 松山広域都市計画(東温市)総括図、縮尺1/10,000に都市計画素案の内容を記載
- ③ 計画図
- 東温市都市計画図、縮尺1/2,500に提案区域の範囲を明確に表示
- ④ 参考図(必要に応じて)
- 現況図等(土地利用現況、農地現況等)の提案区域の現況が分かる資料及び新旧対照図、施設平面図、断面図等提案する都市計画の内容が分かる資料
- (3) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- ① 土地所有者等の同意書(様式3)
- ② 土地所有者等一覧表(様式4)
- ③ 土地及び建物の登記事項証明書、公図等(いずれも交付後3か月以内のもの)
- (4) 周辺住民等への説明・周辺環境等への影響検討に関する資料(様式5)
- (5) 提案者の資格を有することを証する書類
- (提案者が法人等の場合)
- ① 役員名簿
- ② 定款及び登記事項全部証明書
- ③ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体においては、過去10年間に開発許可を受け、0.5ha以上の開発行為を行ったことが分かる資料
- ④ その他市長が必要と認めた書類

(提案者が個人の場合)

- ①住民票の写し又は戸籍附票((3)①及び③の書類と住所等が異なる場合は、移動が分かる戸籍等を添付)

(6) 計画提案書と併せて提出できる書面(都市計画の決定又は変更に関する要望など。様式6)

## **6. 受付等**

計画提案書類の提出先は、産業建設部都市整備課とする。

- (1) 計画提案が提案要件を満たしていない場合は、計画提案者にその旨を連絡し、計画提案者は原則として3か月以内に書類を補正するものとする。
- (2) 補正の求めに対して計画提案者が補正を行わない場合は、計画提案者に対し手続が進められない旨を通知するものとする。

## **7. 計画提案に対する判断基準**

計画提案に対する都市計画の決定又は変更についての判断は、次の基準等を踏まえ総合的に行うものとする。(法第21条の2、都市計画運用指針Ⅳ-2-G、Ⅴ-3)

- (1) 東温市総合計画等、市のまちづくりの方針に適合していること。
- (2) 周辺住民との調整が整い、周辺環境等に配慮されていること。
- (3) 関連する都市計画や公共施設計画との整合が図れていること。
- (4) 都市的土地利用が制限されている提案区域においては、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和26年法律第249号)等の規制の解除見込み。
- (5) 計画提案が事業等の実施を前提とする場合は、事業等の実現性があること。

## **8. 都市計画審議会開催通知及び意見陳述書の提出等**

計画提案について東温市都市計画審議会に諮問するときは、あらかじめ提案者に審議会の開催を通知するものとする。(様式7)

- (1) 提案者は、審議会の開催の通知を受けたときは、市に対し、意見陳述書を提出することができる。また、提案者は審議会において、その内容を口頭で述べることができるものとする。(様式8)
- (2) 意見陳述書の提出があったときは、当該意見陳述書を審議会に提出しなければならない。

## **9. 計画提案採用時の手続**

都市計画の決定又は変更を行う必要があると判断した提案については、遅滞なく、都市計画の案を策定し、都市計画決定手続を進めるものとする。(法第21条の3、4)

- (1) 都市計画の案を策定したときは、法第17条第1項の規定による公告の日までに、提案者に通知するものとする。(様式9)

- (2) 都市計画の案を東温市都市計画審議会へ諮問するときは、提案された都市計画の素案を併せて提出しなければならない。

#### **10. 計画提案不採用時の手続き**

都市計画の決定又は変更の必要がないと判断した案件については、速やかに、提案者にその旨及びその理由を通知しなければならない。(法第21条の3、5)(様式10)

- (1) 通知をしようとするときは、東温市都市計画審議会に提案された都市計画の素案と市の判断理由を提示し、意見を聴かなければならない。
- (2) 審議会から計画提案を採用しないことが適当でないとの意見があったときは、計画提案の都市計画の決定又は変更の必要性について、再度検討するものとする。

#### **11. 計画提案の取下げ**

計画提案を取り下げるときは、取下げ書により行うものとする。また、計画提案を変更するときにおいても取下げを行ったのち、あらためて計画提案を行わなければならない。

(様式11)

# 市街化調整区域における 地区計画の運用方針

東温市 産業建設部 都市整備課



## 市街化調整区域における地区計画の運用方針

(法第 12 条の 4、5、都市計画運用指針Ⅳ－2－1 II G地区計画)

### 1. 目的

国勢調査による本市の人口推移をみると、2009 年（平成 21 年）以降は減少傾向にあり、また、14 歳以下の減少と 65 歳以上の増加が見られ、少子高齢化が進んでいることが分かる。

このような中で、都市を取り巻く状況は、既存市街地における空家・空き地等が増加している一方、モータリゼーションの進展や相対的に安価で広い土地が確保しやすい郊外部等においては、将来に渡って開発圧力が一定水準維持されていくものと見込まれる。しかし、今後の都市計画は、高齢者も含めた多くの人々にとって暮らしやすさを確保し、環境負荷やインフラ投資の増大などを回避する観点から、これまでの都市の成長拡大を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現していくことが望ましいことから、市街化調整区域における都市的土地利用に対しては、開発や用途をコントロールし、緑の保全など土地利用に関する制度による対応が、今後、ますます重要となってくる。

本運用方針は、市街化調整区域における地区計画を策定しようとする場合において、本市の市街化調整区域における土地利用の方針を明らかにし、地区計画制度を積極的に活用する区域と抑制する区域を明確にするとともに、対象区域においては、市街化調整区域の市街化を抑制する区域であるという性格を踏まえ、優良な農地の保全及び災害防止や自然環境の保全等に配慮しつつ、地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりを誘導するための具体的な運用方針を定め、もって秩序ある土地利用の形成を図ることを目的とする。

### 2. 土地利用の方針

本市の都市計画区域は、「松山広域都市計画区域」の中にあつて周辺市町との広域的整合を保ちつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備促進がなされているところである。

この都市計画区域の中にあつて市街化調整区域は、建築、開発行為等市街化を抑制する区域として定められている。

しかしながら、近年の急速な社会情勢の変化により、地域住民参画による地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりが求められ、市街化調整区域にあつても、その性格を踏まえた上で、一定の条件に適合する場合において地区計画による開発が認められるなど、取り巻く状況は大きく変化している。

そこで、市街化調整区域における地区計画等によるまちづくりを推進する上において、市街化調整区域の性格を踏まえ、次のとおり土地利用の方針を定める。

- (1) 農用地区域のうち、良好な水田地帯を形成している地域、圃場整備事業などの農業投資が行われている地域においては、今後とも優良な農地として保全に努めることとする。
- (2) 傾斜地におけるがけ崩れ及び河川、水路の増水などの災害発生のおそれがある区域は、現行の土地利用の保全に努めることとする。

(3) 都市計画区域外周部の樹林地は、土砂流出防止や水源かん養林として、また、自然環境の保全と景観形成に配慮し保全に努めることが望ましい。

(4) 一団の土地の区域で、当該区域内における道路、鉄道駅、市役所その他公共施設の整備状況や周辺の土地利用の状況から見て、建築物の建築又はその敷地の造成が行われることが十分に予想される条件が備えられている上、建築物の用途、形態等が無秩序となるおそれがあり、特に不良な街区の環境の形成を防止する措置を講ずる必要があると認められる場合には、市街地開発事業その他の開発事業との調整を図りながら、市街化区域への編入、地区計画制度、景観計画制度の活用等について総合的に検討し、良好な市街地環境の整備が行われるよう規制や誘導を行うことが望ましい。

**(法 12 の 5-1-2-ロ 国指針②) (郊外住宅型・既存集落型)**

(5) 区域区分が行われる前から既に住宅が連担する街区により構成され、良好な居住環境を有している都市的な市街地にあつては、地区計画制度を活用し、道路等の公共施設等の整備や建築物の建て替えに伴う街区の整備等、ゆとりある良好な環境の維持・増進が図られるよう、適切な誘導を行うことも考えられる。

**(法 12 の 5-1-2-ハ 国指針③) (既存住宅団地環境保全型)**

(6) 市街化区域又は市街化調整区域内の既存市街地若しくはこれに準ずる既存集落（鉄道駅、市役所、学校等の公共施設が存在する既存集落をいう。）に隣接、又は近接する地域において行われる住宅の建築の用に供する目的である一団の開発行為で、新規住民の積極的な導入及び定着を図ることを目的としたものであつて、かつ、市街化区域における市街化の状況等から見て当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないと見込まれる場合には、地区計画制度を活用し、良好な居住環境の整備や公園その他公共施設の適切な配置を誘導することが望ましい。

**(法 12 の 5-1-2-イ 国指針①) (住居環境形成型)**

(7) 地域振興の観点から、幹線道路沿線の一団の開発行為の計画が見込まれる土地又は高速自動車国道のインターチェンジ等の重要な交通結節点周辺の土地（アクセス道と一般道路の交差点部から、半径 500m 以内の区域内に敷地の過半が存する土地等をいう。）で、区域の特性、将来の見通しなどを勘案し、必要と認められる場合には、市街化の抑制や周辺の土地利用との調和に配慮した地域とするため、非住居系の用途へと規制や誘導を行った地区計画制度を活用することが望ましい。

**(法 12 の 5-1-2-イ 国指針①) (区域振興開発型)**

### **3. 地区計画の対象となる区域**

地区計画の対象となる区域は、2. 土地利用の方針、松山広域都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン等において位置づけられた区域のうち、次に掲げる要件を満たす区域とする。

(1) 法第 12 条の 5 第 1 項第 2 号に該当する区域

(2) 街区を形成し、かつ、近隣の地域社会を形成することができる一定の広がりを持つ区域

- (3) その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流下能力を有する水路又は河川、義務教育施設等の公共公益施設が良好な社会生活を営むに足る水準で整備されている区域
- (4) 道路、河川、水路等の地形地物等により、明確かつ恒久的に区別されるおおむね整形な区域

#### **4. 地区計画を認めない区域**

地区計画を認めない区域は、次に掲げる区域とする。ただし、区域または地域の指定が解除されると認められる場合については、この限りではない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する農用地区域
- (2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に規定する産業導入地区（ただし、同法第5条の実施計画により、施設用地と農用地等との利用の調整が図られていると認められるものを除く。）
- (3) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）に規定する集落地域
- (4) 農地法（昭和27年法律229号）による農地転用が許可されないと見込まれる農用地
- (5) その他市長が保全する必要があると認める区域

#### **5. 地区計画の内容**

地区計画には、法第12条の5第2項の規定により、当該区域の整備、開発及び保全の方針並びに地区整備計画を都市計画に定める。

##### (1) 地区計画の方針

市街化調整区域の性格及び当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持及び形成、周辺の景観、営農条件との調和、地域の活性化等必要な事項を明らかにしなければならない。

##### (2) 地区整備計画

地区計画の方針に即して、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持、形成を図るため、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項、土地の利用に関する方針について必要な事項を定める。

ア 地区施設の配置及び規模は、防災、安全、衛生等に関する機能が十分確保されるよう、区域の規模、形状、周辺の状況等を勘案の上、道路および公園、緑地、広場その他公共空地を適切に配置する。

イ 建築物等に関する事項は、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限について、住居環境の保持、商業その他の業務の利便の増進等良好な環境が形成または保持されるよう定める。

ウ 土地の利用に関する方針は、現存する樹林地、草地等について、緑豊かで良好な居住環

境を確保するため、その保全に努める。

## **6. 留意事項**

- (1) 地区計画の作成に当たっては、検討の段階から住民参加の機会を設け、住民の意見の反映に努めるものとする。
- (2) 住民の合意形成に関しては、区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ておくものとする。
- (3) 地区施設等の整備は、全て事業者において行うものとする。
- (4) 地区施設等について将来管理者となるべき者の合意を得ておくものとする。

## **7. 関係機関との協議**

- (1) 地区計画の作成に当たっては、県の地区計画担当課その他関係機関との協議及び調整を密に行い、その内容の充実に努めるものとする。
- (2) 地区計画の作成に当たっては、道路、公園、排水先河川その他の公共施設の管理者と事前協議を行い、その合意を得ておくものとする。
- (3) 地区計画の区域に農地が含まれる場合は、農業委員会等と事前協議を行い、その合意を得ておくものとする。
- (4) 地区計画の区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合は、教育委員会等と事前協議を行い、その合意を得ておくものとする。

## **8. 事業の実施**

地区計画が定められた区域における面的開発行為は、当該地区内の公共施設の整備時期、資金計画等事業計画を明らかにし、早い段階において事業着手するよう努めるものとする。

## 9. 運用基準

### (1) 地区計画の適用地区

類型	【住居系】				【非住居系】
	郊外住宅型	既存集落型	既存住宅団地環境保全型	住居環境形成型	区域振興開発型
参考法令等	法12の5-1-2-ロ 指針G-2-(2)-②	法12の5-1-2-ロ 指針G-2-(2)-②	法12の5-1-2-ハ 指針G-2-(2)-③	法12の5-1-2-イ 指針G-2-(2)-①	法12の5-1-2-イ 指針G-2-(2)-①
区域の面積	1ha以上	1ha以上	0.5ha以上	1ha以上	1ha以上 (商業系用途 利用の場合は 0.5ha以上)
条件	以下の全ての 条件を満たす 区域  ア 2車線 以上の道路 <sup>※1</sup> に 接しているこ と。  イ 宅地率 <sup>※2</sup> が50%以上 であること。	以下の全ての 条件を満たす 区域  ア 一定規模 以上の道路 <sup>※1</sup> に接している こと。  イ 市街化区 域又は既存集 落に隣接する 区域であるこ と。  ウ 宅地率 <sup>※2</sup> が50%以上 であること。	以下の全ての 条件を満たす 区域  ア 一定規模 以上の道路 <sup>※1</sup> に接している こと。  イ 区域区分 以前より市街 地を形成して いる区域であ ること。  ウ おおむね 50戸以上の 建築物が連担 しており、か つ宅地率 <sup>※2</sup> が 50%以上で あること。	以下の全ての 条件を満たす 区域  ア 一定規模 以上の道路 <sup>※1</sup> に接している こと。  イ 市街化区 域又は既存集 落に隣接する 区域であるこ と。  ウ 地域社会 の発展に寄与 していること が認められる ものであるこ と。	以下のいずれ かの区域で行 われる、地域 振興に特に寄 与するもので あると認めら れる開発行 為  ア 2車線以 上の道路 <sup>※1</sup> に 接している区 域であるこ と。  イ 高速自動 車国道のイン ターチェンジ 等の周辺の区 域であるこ と。  ウ 市街化区 域及び既存集 落地では適 当でないと認 められる開 発行 為を行おう とする区域 であるこ と。

※1 令第25条第2項で定める道路に限る。

2 区域内に存する建築物の敷地面積の割合をいう。

(2) 地区計画の内容

類 型	【住居系】			【非住居系】	
	郊外住宅型 既存集落型	既存住宅団地 環境保全型	住居環境 形成型	区域振興 開発型	
地区計画の方針	無秩序な個別開発を抑制し、良好な住環境の維持と形成を図る。	適切な公共施設等の整備を誘導し、良好な住環境の維持・増進を図る。	適切な公共施設等の整備を誘導し、良好な住環境の形成を図る。	新たな産業用地等の供給により、地域の活性化を図る。	
地区施設の配置 及び規模	開発許可基準 と同等以上	開発許可基準 と同等以上	開発許可基準 と同等以上	開発許可基準 と同等以上	
建築物等 に関する事項	用途の制限	住宅を主体としたものとし、第二種低層住居専用地域の範囲内。 ただし、自家用倉庫は規制の対象としない。	原則として第二種低層住居専用地域の範囲内で定めるものとするが、既存の土地利用等に配慮し、弾力的に運用することも考えられる。	住宅を主体としたものとし、第二種中高層住居専用地域の範囲内。 ただし、自家用倉庫は規制の対象としない。	工業系用途利用 工業専用地域の範囲内で、周辺の居住環境を悪化するものを除く。  商業系用途利用 商業を主体としたものとし、近隣商業地域の範囲内。 <sup>※3</sup>
	容積率の最高限度	80%	80%	100%	200%
	建ぺい率の最高限度	60%	60%	60%	60%
	敷地面積の最低限度	165m <sup>2</sup> <sup>※2</sup>	165m <sup>2</sup> <sup>※2</sup>	165m <sup>2</sup> <sup>※2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	道路、隣地境界から1m以上	道路、隣地境界から1m以上	道路、隣地境界から1m以上	道路、隣地境界から1m以上
	高さの最高限度	10m	10m	12m	—

- ※1 区域内の既存の建築物は、適用除外とすることができる。ただし、建替える場合は適用となる。
- 2 区域内の165m<sup>2</sup>未満の既存の宅地は、最低敷地面積事項について、適用除外とすることができる。
- 3 用途地域に近接する位置で、商業系用途利用を行う場合は、当該用途地域との調和が図られるものに限る。

(様式1)

## 都 市 計 画 提 案 書

年 月 日

東温市長 様

住 所

提案者 氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名) ⑩

連絡先

都市計画法第21条の2の規定に基づき、都市計画の(決定・変更)について、提案します。

なお、提出書類について事実と相違ないことを申し添えます。

### 記

1. 計画説明書
2. 総括図
3. 計画図
4. 参考図
5. 同意関係書類
6. 登記事項証明書、公図の写し
7. 周辺住民等への説明・周辺環境等への影響検討に関する資料
8. 提案者の資格を有することを証する書類
9. その他参考となる資料(東温市が判断や案の作成を行うにあたって必要な場合)

(様式2)

## 計 画 説 明 書

計 画 内 容	都市計画の種類						
	都市計画の名称						
	位 置						
	区 域						
	面 積 (ha)						
	提 案 理 由						
参 考 事 項	現行の都市計画						
	都市計画以外の規制						
同 意 状 況	区 分		総 数 (人)	全体量	同意者数 (人)	同意数	同意率 (%)
	土 地 所 有 者 数	所 有 権					
		借 地 権					
		そ の 他					
	合 計						
	面 積	所 有 権	総 面 積 (m <sup>2</sup> )		同意面積 (m <sup>2</sup> )		
		借 地 権					
		そ の 他					
合 計							
備 考							



(様式3)

## 同 意 書

(提案者氏名) 様

都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の(決定・変更)の提案に関し、異議がないので同意します。

また、本提案に係る代表者を \_\_\_\_\_ とすることに同意します。(※提案者が複数の場合)

提案する都市計画

(1) 都市計画の種類・名称

(2) 都市計画の目的

※個人情報保護のため、一人一枚とすることも可能です。

番号	土地の所在	権利・割合	面積 (㎡)	住 所	氏名 (自署・捺印)
1			( )		
2			( )		
3			( )		
4			( )		
5			( )		
6			( )		
7			( )		
8			( )		
9			( )		
10			( )		
合計			( )		

※共有者もしくは共同借地権で構成される土地の面積の記入は、( )に登記事項証明書に記載されている面積を、下段に所有割合、借地割合に応じた按分面積を記入して下さい。なお、割合が不明な場合は、等分面積を記入して下さい。

(様式4)

### 土地所有者等一覧表

番号	氏名	土地又は建物の所在	権利・割合	面積 (㎡)	同意状況
1				( )	
2				( )	
3				( )	
4				( )	
5				( )	
6				( )	
7				( )	
8				( )	
9				( )	
10				( )	
11				( )	
12				( )	
13				( )	
14				( )	
15				( )	
16				( )	
17				( )	
18				( )	
19				( )	
20				( )	

※共有者もしくは共同借地権で構成される土地の面積の記入は、( )に全部事項証明書に記載されている面積を、下段に所有割合、借地割合に応じた按分面積を記入して下さい。なお、割合が不明な場合は、等分面積を記入して下さい。



(様式6)

計画提案書と併せて提出できる書面

年 月 日

東温市長 様

住 所

提案者 氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名) ㊞

連絡先

事業名 (事業概要)	
当該事業の着手予定時期	平成 年 月 日
計画提案に係る都市計画の決定 または変更を希望する期限	平成 年 月 日
上記期限を希望する理由	

※希望する期限は、計画提案に係る都市計画の内容や他法例の許可等の進捗状況に応じて、必要な期間として合理的な期日を記入して下さい。

(様式7)

東 温 都 第      号  
年   月   日

(提案者氏名)                      様

東温市長

### 東温市都市計画審議会の開催について（通知）

年   月   日付けで受理しました都市計画の提案について、下記のとおり東温市都市計画審議会を開催しますので通知します。

なお、市に対し当該都市計画の提案について、意見陳述書を提出することができます。

#### 記

1. 日 時                              年   月   日（ ） 午前・午後   時より
2. 場 所                              東温市役所      会議室
3. 内 容

(様式8)

## 意見陳述書

年 月 日

東温市長 様

住 所

提案者 氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名) ㊞

連絡先

年 月 日付けで提出しました都市計画法第21条の2の規定による都市計画の提案について、下記のとおり意見を陳述します。

記

陳述する内容	
東温市都市計画審議会における口頭陳述 (該当する欄に○をご記入下さい。)	
希望します	希望しません

※口頭陳述を行う場合は、議事進行上簡潔に陳述いただきますようお願いします。

(様式9)

東温都第 号  
年 月 日

(提案者氏名) 様

東温市長

### 都市計画提案について（通知）

年 月 日付けで受理しました都市計画提案について、別添のとおり都市計画（決定・変更）案を策定し、年 月 日より2週間、東温市産業建設部都市整備課において、公衆の縦覧に供するので通知します。

#### ※添付資料

- ①都市計画の（決定・変更）を行う理由書
- ②都市計画の（決定・変更）を行う計画書
- ③都市計画の（決定・変更）を行う計画図（概要）

(様式 10)

東 温 都 第 号  
年 月 日

様

東温市長

### 都市計画提案について（通知）

年 月 日付けで受理しました都市計画提案について、下記により（決定・変更）しない  
こととしましたので、都市計画法第21条の5第1項の規定により通知します。

記

（決定・変更）をしない理由



(様式 11)

## 取 下 げ 届

年 月 日

東温市長 様

住 所

提案者 氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者氏名) ⑩

連絡先

年 月 日に提出しました都市計画の提案について、取下げます。

# 都市（地区）計画提案の手続きフローチャート

